

「町制施行、49年4月を目標」



【写真】町の中心となる地域

「町」への要件大方適合

促進協議 会を設置 施行実現に拍車

村では「町制」の施行をのぞむ村民の要望にこたえ、六月以来続けてきた調査の結果がこのほど、ほぼまとまり、町制実現の見通しが明るくなって来ましたので「町制施行促進協議会」を設置、明年四月一日の実現を目標に拍車をかけて行くことになりました。

県内に「く」なるにつれ、「村」は過疎地 張や経済活動に支障を及ぼす「村」が少なき 域のイメージを濃くし事業拡 ようになったとして、村内の 商工関係者や青年 層の間には「町制 施行」をのぞむ声 が大きくなり、村 では六月から具体 的な町制要件につ いての調査を行な ってきたものです。 調査は、県条例 に定められている 「町」になるため の要件のうち、中 心市街地を形成す る範囲や戸数、お よび二、三次産業 人口の把握を主体 に行ない、また、 県地方課の係員に よる本村の現地調 査も行なわれまし

東由利村報

号外	発行
秋田県東由利村役場	昭和48年10月20日発行
印刷	KK本間印刷所
総数	6,850
男	3,351
女	3,506
世帯数	1,540

「農工商互恵」を促進

心理面に無限のメリット

米作主体で一次産業中心の「村」から、二、三次産業の振興にも積極的に取り組む、農・工・商互恵の「町」への総参加のもとで実現させる必要があります。



移行は、本村の歴史や村民の心理に一大転機を与えるだけに、意義深いものがあり住民の総参加のもとで実現させる必要があります。

【写真】中老となる方々の通

十月十三日、役場で開催された初代会合であいさつに立った村長は「町制を施行することで行政上の格別な優位性や恩典はありませんが、商工関係者や青年たち

をはじめ「町制施行」に期待を寄せる多くの村民の、心理・経済両面に及ぼすプラス面ははかり知れないものがあると思われま

従来、農山村のイメージしかなかった本村が、将来の発展を構想し、あえて町制を施行することは自己主張という意味でもメリットが大きいと考えられます」と、町制に対する村の考えを明らかにしました。

出席した委員の全員も、町制施行へ積極的に賛意を表明し、協議会長に佐藤要次氏（村商工会長）会長代理に木島節造氏（村森林組合長）を選出、今後の促進方法を協議しました。

「農地転用」必ず許可を

米生産調整の実施に伴ない水田を林地、養漁池または農業生産施設用地へ転換するのが目立っています。これらの場合は農地法による許可をうけるか、同法の規定による届出をしなければならぬことになっています。

こうした手続きをしないものは無断転用として農地法違反の罪に問われることとなります。

無許可転用等の該当地をお持ちの方は、すぐ村農業委員会の手続きを済ませるようぞまれています。

笑えぬハンデも

「村」にまつわる

「名刺に「村」を刷り込むと大手の間屋に相手にされなためこれまで刷らないで来た」という店主。「県都に支店を出したら本店所在地が「村」であったため事業拡張がふるわず困った」という建設業主。「出かせぎ先の手紙には差出人住所に「村」とせず「町」と書いて欲しい」と言ったという青年。「郷里が「村」だと言ったら車も通らず熊が出る不便な所を想像され劣等感にさいなまれた」という中卒就職者。さらには「村」が原因で婚約が成立しなかつた」という青年など「村」にまつわる笑いに笑えないハンデがいくつもあります。

町制実現の見通しが明るくことを聞いた農業青年のAさん(23)は「村には村の良さもあると思うが、町になるに越したことはない。町になれば我々青年は他町村へ出てコンプレックスを感じなくて済むでしょう」と「町」になることを手放しで歓迎しています。

町的
業態

戸数 60.7%
人口 51.2%

県「可能性」を示唆

村が行なったこれまでの調査は①中心地域の戸数が村総戸数の概ね五〇割以上であること。②二・三次産業人口が総人口の概ね五〇割以上であること。の二点について主に

行なわれ、①の範囲については大琴から須郷田にいたる国県道周辺部落としたこと、九七五戸(六〇・七割)となり、②の人口は三、五一〇人(五一・二割)に達することが明らかにされました。

これに対し、協議会の委員からは(イ)それぞれの要件は満たされているが県の感触はどうか。(ロ)施行実現までの日程は、「町」への移行に伴って行政上にマイナスを来たすものはないか。等の質問が寄せられました。

治大臣の告示という一連の事務作業を勘案すると別記の事務日程になる。明年四月一

住民総参加に意義

自然と調和の「町」を

協議会では、本村の将来に歴史的意義を持つ「町」への移行が、単なる事務レベルで行なわれては意味がない。全村民が「町制施行」の意義を十分理解し、村民総参加で実現するのがぞましい。として、部落長会議を招集し、その意義について周知を期すよう村に要望しました。

また、名称については、町誕生を機会に、これまでの歴史的・地域的背景をも勘案して現在の「東由利」以上に、新生の町にふさわしく、将来の発展も十分表徴される名称が考えられるならば、別掲「

日の実現を想定して作業を進める。(イ)は、行財政面には格別なプラスの見返りがないかわりマイナスもない。しかし村全体を考えた場合は、住民の心理・経済両面に多大のプラスがあると思われる。と述べ、委員たちの了解を得ました。



【写真】2のつく日の市の風景 農・工・商互恵は一段と活発に。

町制 事務日程

- ▷10月20日 「申請書の原案」県と協議。(町制施行理由書・町としての適合資料・その他の現況説明資料)
- ▷11月10日 臨時議会招集(町制施行申請書の議決)
- ▷11月15日 町制施行申請書(議決書)知事に提出。
- ▷11月30日 知事が県議会に町制施行議案を送付。
- ▷12月10日 県議会招集 町制施行議案、県議会に上程。
- ▷12月下旬 県議会で町制施行議案議決。知事、自治大臣に届出。
- ▷48年4月1日 自治大臣町制施行の告示。(町制効力発生)

町名公募要領

主旨 村から町になったことを契機に、現在の「東由利」以上に新しく誕生した町にふさわしい名称が考えられる場合に限り応募してもらうものであること。

各称 これまでの歴史的、地域的背景や将来の発展が表徴されているものであること。

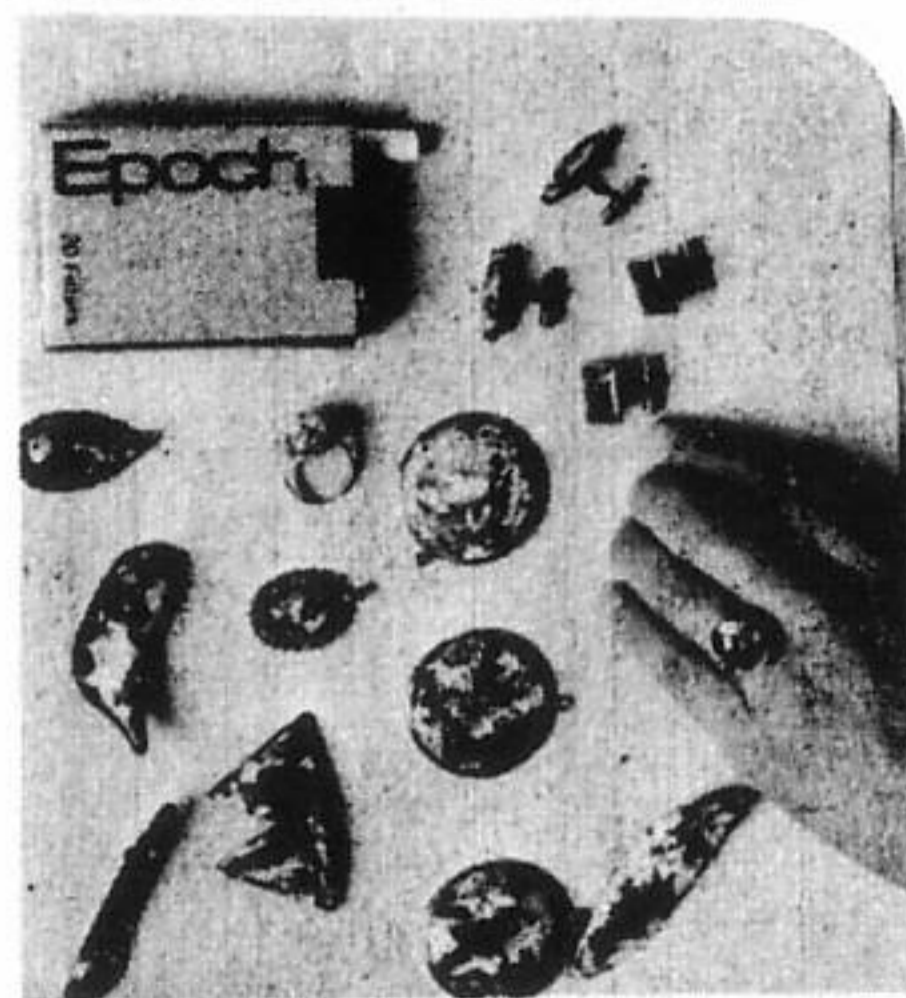
用紙 官製ハガキに限る
(名称のほかに応募者の住所・氏名・年令・職業を明記。簡単な説明もつけること。)

締切 昭和48年11月10日。
宛先 東由利村役場総務課
一町制施行担当係
応募者の氏名等をお知らせ、協議会が中心となり審査の上、最もすぐれたものから上位三点に賞を与えるほか、採用の場合は別途考慮する。

発表 審査終了後、早い機会に村報誌上で発表する。

焼き物にまた自慢

七宝焼に取り組む東中生



東由利 中学校で は、吉尾 芳郎先生 指導で「七宝焼」の創作も始められ、焼き物の自慢がまた増えています。

七宝焼は、古代エジプトのツタンカーメンにも見られる歴史の古い焼き物で、ブロンズ、指輪、タイピン、イヤリング等の装身具から、額縁・菓子皿・表札などその用途は多岐にわたっています。

「写真」色あざやかに、ソフトな光沢を放つ七宝作品。

指導で「七宝焼」の創作も始められ、焼き物の自慢がまた増えています。

七宝焼は、古代エジプトのツタンカーメンにも見られる歴史の古い焼き物で、ブロンズ、指輪、タイピン、イヤリング等の装身具から、額縁・菓子皿・表札などその用途は多岐にわたっています。

独得の色彩や光沢は、他の焼き物や塗装には見られず、ガラスや宝石とも違った味わいがあり、同じものが決して作れないのも特徴となっています。

佐々木先生は「七宝焼が古代から人々に愛でられているのは、奥ゆかしくなめらかなで、うるおいのある光沢美があり、それからもし出すハリーモニーが人の心をとらえるからでしょう」と語っています。

銅板などを自由な形に切りそれに専用えのぐを用い、八百度で約一時間半で焼き上げる七宝焼は、老若男女を問わず誰もが楽しめる。同一物がつくれな

いことから、失敗もほとんどないと言われています。

それだけに、美を表現したいとする人間の本能を容易に満足させ創作に励む生徒たちにも好評で、ブロンズなどの作品の出来具合を比較し合う表情は底ぬけに明るく手造りの喜びがあふれています。

手軽に、人間の探美心を満足させてくれる七宝焼を、高校生の美術教育や一般人の間にどんどん普及させていきたい。と、指導に当たる先生の夢も大きくふくらんでいます。

たすけ合いの「赤い羽根」共同募金にみんなが協力して目標額を突破しましょう。